

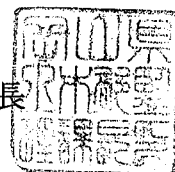


監 第 1247 号

平成20年3月13日

岡山県行政書士会
会長 井上雅治 殿

岡山県土木部監理課長



後期高齢者医療制度の施行に伴う建設業許可申請等における
提示書類の変更について（通知）

平素から、本県の建設業行政につきまして、多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度が施行され、75歳以上の方等は、現在加入中の社会保険等から脱退し、後期高齢者医療広域連合が運営する医療制度に加入し、当該連合会から後期高齢者等に対し被保険者証が交付されることとなります。

従来は、建設業の許可申請・変更届又は経営事項審査の審査に当たって、経營業務管理責任者又は専任技術者等の常勤性確認について、社会保険の加入を証する書類（健康保険証の写し等）を提示していただいておりますが、4月1日以降に提出される申請書・変更届又は経営事項審査申請において、経營業務管理責任者、専任技術者その他主任技術者等が75歳以上の後期高齢者である場合には、当該役職員の常勤性について、次の書類のとおり確認することとしましたので、お知らせします。

なお、誠に恐れ入りますが、当該変更事項につきまして、貴会会員へ御周知くださるようお願いいたします。

記

1 建設業に係る許可申請・変更届の手續について

(1) 対象となる申請等

- ・許可申請：新規、更新、業種追加、般特新規等すべての許可申請
- ・変更届：経營業務管理責任者・専任技術者の変更又は国家資格者・監理技術者一覧表（様式11号の2）に記載された技術者（以下「経管・専技等」という。）の追加・資格区分の変更

(2) 対象者

平成20年4月1日以降に提出される、上記①の申請・変更届において、申請又は変更届出時に75歳以上の経管・専技等

(3) 申請・変更届出の際に、上記(2)の者について、次の書類を提示していただくことにより、常勤性の確認を行うこととする。

ア 後期高齢者医療被保険者証の写し

イ 許可申請（変更届出）の直前の5年間の賃金台帳及び源泉徴収票（当該期間内に社会保険に加入していた場合は、当該期間に係る部分は社会保険の加入履歴に代えることができる。）

また、申請又は届出業者における経管・専技等の勤務期間が上記期間に満たない場合は、当該後期高齢者が雇用されてから申請までのすべての期間に係る上記書類を提示することとする。（新たに雇用された経管・専技等については、イの書類の提示は省略することができる。）

ウ 常勤していること等についての申立書

許可申請者が、当該後期高齢者について、75歳以上の者ではあるが常勤していること及び業務を行うについて支障がないことを申し立てる申立書を提出することとする。（別添様式参照）

2 岡山県への入札参加資格申請・変更届出用の監理技術者・主任技術者一覧表により届け出た技術者の変更手続について

○上記1の取扱いと同様とする。

3 経営事項審査における手続について

(1) 対象者

審査基準日が平成20年4月1日以降の経営事項審査申請において記載されている、次の者

・技術職員

・公認会計士、二級登録経理試験合格者

・監査の受審状況において、「3」（経理処理の適正を確認した旨の書類の提出）と記載した場合の公認会計士、会計士補、税理士等及び一級登録経理試験合格者

(2) 経営事項審査（現地審査）の際に、上記(1)の者について、次の書類を提示していただくことにより、常勤性の確認を行うこととする。

ア 後期高齢者医療被保険者証の写し

イ 賃金（給与）台帳（基準決算月分が記載されているもので1年間）

(別添様式)

許可番号	岡山県知事許可(-)第	号
------	---------------	---

平成 年 月 日

岡山県知事 石井正弘 殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

申 立 書

私(当社)が、平成 年 月 日付けで提出した建設業許可申請書(建設業許可申請書及び添付書類等の変更届)に記載している次の者は、75歳以上の後期高齢者であるため被用者を対象とした社会保険には加入できませんが、当社に常勤で勤務しており、かつ、健康状態等について担当業務を行うについて支障がないものであることに相違ないことを申し立てます。

記

(該当者は次のとおりです。)

担当業務	氏名	生年月日	年齢
経營業務管理責任者			
専任技術者			
主任技術者			
主任技術者			